（前のページより続き）

○二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（**経済産業・国土交通**一）　二四

○旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示（**同**二）　二四

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**国土交通**四二七）　二五

〔**その他告示**〕

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**一）　二五

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）　二六

○個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**総務**一二四）　二七

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件（**総務・経済産業**一）　二九

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件（**同**二）　三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**二）　三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**三）　三九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**四）　三一

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**五）　三四

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**同**六）　三六

○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**七）　三七

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**八）　三八

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**四六一）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**三）　三三

○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（**海上保安庁**一一）　三五